

令和3年8月より判定基準・軽減内容が変更となります

食費・居住費(滞在費)の負担軽減制度

～施設入所サービス・短期入所サービスを利用している低所得者に対して、
食費・居住費(滞在費)の利用者負担を軽減する制度です～

● 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者			預貯金等の資産の状況
第1段階	① 市民税非課税世帯（世帯を分離している配偶者を含む）で老齢福祉年金を受給している方 ② 生活保護受給者			単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	市民税非課税世帯 ※世帯を分離している配偶者を含む		合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間 80万円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階	① 合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 80万円超で 120万円以下の方 ② 合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 120万円超の方		① 合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 80万円超で 120万円以下の方 ② 合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 120万円超の方	単身 550万円 夫婦 1,550万円 単身 500万円 夫婦 1,500万円

※第2号被保険者は利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産の状況が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

● 負担限度額と基準費用額（日額）

利用者負担段階	居住費（滞在費）					食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室				
			※施設の種類で額が変わります	特別養護老人ホーム	老人保健施設 療養型医療施設 介護医療院		
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	300円	
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	390(600)円	
第3段階①	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650(1,000)円	
第3段階②	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360(1,300)円	

※()内の金額は短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した際の額

基準費用額 (負担軽減なし)	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	特別養護老人ホーム 855円	1,445円
					その他 377円	



裏面の申請時必要書類等を
ご確認ください

● 申請時必要書類等

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・収入申告書（申請書裏）
- ・同意書
- ・預貯金等の金額が確認できるものすべて（以下の表参照↓）

※本人と配偶者の預貯金等を確認します。

} 申請場所にあります。（表面参照）
※燕市ホームページからも入手可能。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（普通預金は直近2か月以内の最終残高。インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
出資金（信用組合・農協など）	出資証券等の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

※申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

※負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証明書などで確認）また、価格評価は、申請日の直近2か月以内の写し等により行います。

※預貯金等に含まれないもの：生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など。

- ◆ 市区町村は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。
- ◆ 不正に負担軽減を受けた場合には、それまで受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることができます。

◆申請場所・問い合わせ先◆

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地

TEL0256-77-8177（直通）

燕市役所長寿福祉課介護保険係(1階②⑨⑩番窓口)